

法律

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第七十六号

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律

ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」の下に「及び第九条の二第二項第一号」を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

（違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを提示する行為等の禁止）

第九条の二 インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発信を行う者（ウェブサイトにおいて、単に発信された情報の不特定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者を除く。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為

二 インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 違法オンラインギャンブル等

ギャンブル等のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるもの

二 違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを

ウェブサイトのうち、当該ウェブサイトにおいて違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

三 違法オンラインギャンブル等プログラム

プログラムのうち、当該プログラムの利用に際し違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

第十四条中「広報活動等」の下に「（第九条の二第二項第一号に掲げる違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置を含む。）」を加える。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

社会保険労務士法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

法律第七十七号

社会保険労務士法の一部を改正する法律

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（社会保険労務士の使命）

第一条 社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もつて豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする。

第二条第一項第三号中「こと」の下に「（これらの事項に係る法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査することを含む。）」を加える。

第二条の二中「訴訟代理人」を「代理人」に改める。

第二十五条の二十中「第一条の二」を「第一条、第一条の二」に改める。

第二十六条第一項中「これ」を「社労士その他の社会保険労務士」に改め、同条第二項中「これ」を「社労士法人その他の社会保険労務士法人」に改め、同条第三項中「これら」を「社労士会若しくは全国社労士会連合会その他の社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は公布の日から起算して十日を経過した日から、第二条の二の改正規定は令和七年十月一日から施行する。

厚生労働大臣 福岡 資麿

内閣総理大臣 石破 茂

手話に関する施策の推進に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第七十八号

手話に関する施策の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 基本的施策（第六条―第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

内閣総理大臣 石破 茂

厚生労働大臣 福岡 資麿

内閣総理大臣 石破 茂

手話に関する施策の推進に関する法律

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 基本的施策（第六条―第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

内閣総理大臣 石破 茂

厚生労働大臣 福岡 資麿

内閣総理大臣 石破 茂